

改正案（２）に係る表決及び御意見等

委員氏名	表 決			御意見等	札幌市の回答
	賛成	反対	その他		
林 健 嗣 会長	○			本論の改正案（１）に対して、詳論というべき改正案（２）の審議は、本審議会の核心的な審議項目です。改正案（２）は、既に認められている路面電車、路線バス、自動車の全面広告の基準に並ぶということになります。それぞれの事業の役割や広告の媒体規模が異なりますが、ＪＲ北海道という広告媒体のブランド価値は、はじめて札幌を訪れる方々にとっては、影響力は少なくありません。それだけに、基準にある「車体全面広告ガイドライン」の遵守はもちろんのこと、設置されるデザイン審査会の指導・助言の役割をあらためて確認して頂きたいと、意見を付加して改正案（２）について賛成します。	掲出者に、このたびの御意見を伝えるとともに、車体全面広告ガイドライン及び車体全面広告に係る事前協議事務取扱要領で規定する「市長は、事前協議のあった車体全面広告について、デザイン審査会におけるアドバイザーの意見を取りまとめ、当該協議者に対し必要な指導・助言を行うものとする。」及び屋外広告物に係る取扱基準で規定する「市長が行った指導・助言にしたがって広告物を表示するよう努めなければならない。」等の内容についても改めて周知いたします。
古 谷 美峰子 副会長	○			改正案（１）に同じ	
飯 塚 優 子 委員	○			異議ありません。	
新 貝 孝 之 委員			○	理解できないのですが前回一度決まった部分が削除されるということでしょうか。つまり手続き的なことですね。	今回、告示のＪＲ車体の部分を削除した上で、同じ内容を路面電車や自動車と同じく規則で規定します。
野 村 理 恵 委員	○			列車の車体広告に係る基準を他の車体と同様に扱い、記載することに異論ありません。 基本的なサイズ（１基当たり 0.7 ㎡、左右それぞれ６個）とする根拠は明確にすることを望みます。	サイズについては、本市の路面電車や自動車等の車体利用一部広告（第三者広告）における車体の側面積に対する広告の面積比等を踏まえ規定しております。 上述の比較資料等については本市ホームページで公開しております。
堀 田 里 佳 委員	○			改正案（１）に同じ	
水 落 隆 志 委員	○				
森 朋 子 委員	○			（補足ですが）表示（掲出）期間は個別協議になっていますが、例えば６カ月以内等、一定の目安に関して必要はないでしょうか。	車体利用広告については条例により許可の期間を最大１年としております（継続は可）ので、掲出期間は１年以内の範囲で申請をしていただいております。

改正案（２）に係る表決及び御意見等

委員氏名	表 決			御意見等	札幌市の回答
	賛成	反対	その他		
吉田 和夫 委員	○			路面電車、路線バスも含めた車体広告全般に関わる景観への影響、デザインの質等への配慮には、各社の自主基準の在り方および札幌市広告アドバイザー会議の活動に期待したいと思います。	掲出者に、このたびの御意見を伝えるとともに、車体全面広告ガイドライン第3項に規定する「自主的な取り組み事項」の内容について改めて周知いたします。
村上 久展 委員	○			異議ありません。	
角原 英人 委員	○			異議ありません。	
朝倉 正人 委員	○				
日下部 諭 委員	○		○	基本は賛成ではございますが、改正案（１）に対する意見と同様の視点で参考意見ですが第7条（５）での縛りをもう少し広げた（面積を大きく）形ですと、話題性および広告主の増加など経済効果が上がるかと想定されます。現状は厳しいかと存じますが今後、札幌市の 2030 オリパラ誘致に向けて、規制緩和など内部で議論すべき案件かと存じます。	改正後の屋外広告物条例施行規則第7条別表1車体利用広告（５）に規定する設置基準を超える広告については、このたびの改正案（１）による車体利用全面広告として申請をしていただくことで、広告主のニーズに対応していただければと考えております。
原口 友一 委員	○			手続きは問題ありませんが、「自家用広告」扱いではありませんので、しっかり屋外広告物許可申請料を徴収して下さい。（そうでなければ不公平となりますので）	札幌市屋外広告物条例に基づき、許可申請手数料の徴収を要する屋外広告物について、手数料を徴収いたします。
渡部 純子 委員	○			路面電車や自動車等、全面広告とされながらもそれぞれに平米数の規定があったのですね。そのような車輛もあまり見かけずシンプルで良かったサントリーBOSS やロッテのガーナミルクチョコ、コカコーラも縦 0.6m×横 1.2mは超えていたように思います。（５）においては、撤廃したいはずの現状のサイズが書かれていることにはささか矛盾を感じます。事前協議書に広告物の面積を記入する欄もなく（１０）では細かく規定しているが、市長が認めたら全面広告できますとあり、ならば、最初からそうしても良いのでは？と思いました。	改正後の屋外広告物条例施行規則第7条別表1車体利用広告（５）の規定は車体利用一部広告に係るもので、この場合は車体全面広告事前協議書の提出は不要、申請手数料は1枚 380円となります。一方、同（１０）の規定は車体利用全面広告に係るもので、この場合は車体全面広告事前協議書の提出が必要、申請手数料は1車体 10,800円となります。広告掲出者は2つの制度のどちらでも選択できるようになっております。